

令和5年広審第4号

裁 決
遊漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官上羽直樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和4年8月18日05時05分

愛媛県釣島北岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 3.8トン

登 録 長 9.95メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 264キロワット

3 事実の経過

Aは、平成6年6月に進水し、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪及び機関遠隔操縦装置を、同部左舷側にレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ装備したFRP製遊漁船で、a受審人が単独で乗り組み、回航の目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和4年8月18日04時10分愛媛県上怒和漁港を発し、同県松山港に向かった。

a受審人は、レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、舵輪後方の椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、釣島北方沖合で、松山空港付近の明かりに向けるつもりであったものの、右舷前方に釣島の民家の明かりを認め、05時02分半少し前釣島灯台から000度（真方位、以下同じ。）1,500メートルの地点で、針路を同島北岸に向く181度に定め、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

定針したとき、a受審人は、釣島北岸まで1,250メートルとなり、その後同北岸に向首接近する状況であったが、雨で見えなくなった船首方の民家の明かりを探すことに気をとられ、GPSプロッターを活用して釣島北岸との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、釣島北岸に向首したまま続航し、05時05分釣島灯台から357度270メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同北岸に乗り揚げた。

当時、天候は雨で風力3の北風が吹き、潮候は下げ潮の末期であった。

乗揚の結果、船底外板に擦過傷を、プロペラ翼及び舵板に曲損などを生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、釣島北方沖合において、松山港に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、同島北岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、釣島北方沖合において、松山港に向けて航行する場合、同島北岸に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターを活用して釣島北岸との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、雨で見えなくなった船首方の民家の明かりを探すことに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、釣島北岸に向首接近する状況に気付かないまま進行して同北岸に乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 9 月 2 6 日

広島地方海難審判所

審判官 山 本 哲 也